

自治基本条例解説 修正予定一覧						
ページ	章	条	項目	現在の解説文	修正案	備考
3	1	2	定義	・「住民」とは、地方自治法という住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。（第1号） ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。（第2号）	・「住民」とは、地方自治法という住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。<u>なお、「主たる事務所」は民法第50条（現在は法人法第4条等へ継承されたため削除されました）において「法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。」とあることから、本店、本社を指しています。</u>（第1号） ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や<u>主たる事業所ではないが</u>市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を<u>発見したり、その解決の方法を検討したり、</u>生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。<u>また、買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は「市民」の定義には該当しないものの、そうした方々の意見等をに「市民」が賛同や共感をし、自らのまちづくり活動に活かすことは大切であると考えます。</u>（第2号）	青字部分は所管としても解説の見直しについて懇話会から求められていることを受けて、今回改正しようとする内容。
6	2	5	権利	①【「属性」を削除して「多様性」を入れるパターン】 ・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの<u>属性によって</u>さまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別など<u>の属性によって</u>さまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による多様性が尊重され、</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	「多様性を尊重し、」という文言もあり得るが、主語が「市民は」なので、「尊重され」の方が、この文の中ではわかりやすいと考えます。※もちろん、市民は多様性を尊重する必要があります。
6	2	5	権利	②【属性の例示も削除して「多様性」を入れるパターン】 ・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。<u>この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって</u>さまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。<u>この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって</u>さまざまなパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による多様性が尊重され、</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	属性を意味する「年齢、障がい、性別などの」個別標記を削除し、多様性で包括する形で修正する。
6	2	5	権利	③【属性の例示も削除し、「多様性」を入れないパターン】 ・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。<u>この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によってさまざまなパターンがあり得ますが、</u>「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	・市民はまちづくりの主体として、他からの干渉や強制を受けることなく、自らの意思によって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。<u>この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によってさまざまなパターンがあり得ますが、</u>「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であって、<u>属性による</u>不合理な差別や取り扱いをされることはないということ を明らかにしています。（第1項）	属性を意味する「年齢、障がい、性別などの」個別標記及び「属性」を削除する。（「多様性」も入れない。）
9	4	10	市長	・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、 <u>例えば</u> 所信表明などの公の場で、この条例にのっとり職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。（第2項）	・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、所信表明などの公の場で、この条例にのっとり職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。（第2項）	
10	4	12	市職員	・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。①全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努めること（第1項）、②協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むこと（第2項）、③事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。（第3項）	・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。 <u>第1項では、全体の奉仕者（憲法第15条、地方公務員法第30条）であり一部の奉仕者でないという公務員としての本質的性格を自覚しつつ、石狩市という地方公共団体の職員として、「住民の福祉」の増進を図ることを基本とし、「地域の行政」を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとされていることから（地方自治法第1条の2第1項）、「市民の視点に立って」石狩市民のために職務を遂行することが求められています。第2項では、協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むことを、第3項では事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。</u>	